



### 3.米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)

収入減少による農業経営への影響を緩和し、安定的な農業経営ができるよう、農業者拠出に基づくセーフティーネットとして、引き続き実施します。

●収入保険制度との重複加入は出来ません。

## 1. 交付対象者

販売目的で生産(耕作)する認定農業者、集落営農、認定新規就農者(いずれも規模要件はありません)。また、交付金の交付を受けるまでに認定農業者の期限が満了する場合、交付金が交付されないことがありますので、再認定の手続きをお願いします。

## 2. 対象農産物

米、麦、大豆

※ ビール麦、黒大豆、種子用として生産されるものなどは対象となりません。

## 3. ナラシ対策の仕組み

○農業者の米、麦、大豆の当年産の販売収入の合計(当年産収入額)が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

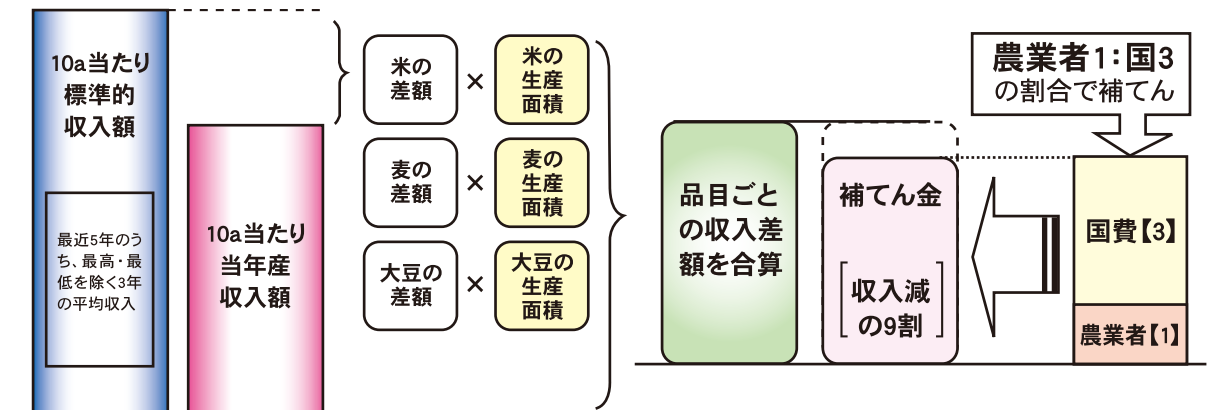
$$\text{補てん額} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$$

○補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。

○このため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の拠出が必要となります。

○補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てとはなりません。

[都道府県等ごとに算定]



【10a当たり標準的収入額とは】

通常年に想定される収入額として、前年産以前5カ年の収入額のうち、最高年と最低年を除いた3カ年の平均収入額で、品目ごと、地域ごとに計算しています。各年産の収入額は、米であれば、地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、地域の実単収を乗じて算出します。

【10a当たり当年産収入額とは】

当年産の収入額として、品目ごと、地域ごとに計算しています。当年産の収入額は、米であれば、当年産の地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、当年産の地域の実単収を乗じて算出します。

## 4. 令和3年産ナラシ対策の加入から補てん金支払いまでの流れ

### ① 加入申請(積立申出)【令和3年4月1日～6月30日】

○農業者は、様式第1号「[経営所得安定対策等交付金交付申請書](#)」の裏面に、[令和3年産の米、麦、大豆の生産予定面積等を記入し、地域農業再生協議会又は地方農政局等に提出してください。](#)

### ② 積立金の納付【令和3年5月下旬～7月31日】

○農業者の積立額(※1)は、国が農業者ごとに算定し、通知します。

※1 加入申請時に申し出た生産予定面積と、毎年5月下旬に告示予定の10a当たり標準的収入額に基づき算定されます。

○農業者は、国からの通知に基づき、[標準的収入額から10%収入減少に対応する積立額\(10%コース\)又は20%の収入減少に対応する積立額\(20%コース\)のいずれかを選んで積立金を納付\(※2\)してください。](#)

農業者の積立額(20%コースを選択した場合)

＝標準的収入額(品目ごとの「農業者ごとの生産予定面積×地域ごとの10a当たり標準的収入額」の合計)×20%×9割×1/4(注)

＝標準的収入額 × **4.5%**

(注) 農業者1:国3の割合で補てんするので、補てん原資の1/4が農業者の負担(積立額)となります。

※2 20%コースを選択した場合で前年産からの繰越がある場合は、前年産からの繰越分を差し引いた額を納付します。

### ③ 補てん金の交付申請【翌年4月1日～4月30日】

○補てん金は、収穫した翌年の3月31日までの出荷・販売実績(生産実績数量(※1))に基づき、支払われます。

○農業者は、[4月30日までに、交付申請書とともに生産実績数量の証明書類\(※2\)を地域農業再生協議会又は九州農政局に提出してください。](#)

## ※1 生産実績数量について

## ※2 生産実績数量の証明書類について

### 1 米

農産物検査3等以上のもの又は当該等級に相当するもの(種子は除く)で、主食用として収穫した年度の3月31日までに

- ① JAや集荷業者に販売、又は販売を委託して出荷したもの
- ② 農業者又は農業者から委託を受けた者(JAや集荷業者以外)が、消費者等に販売することとしたものが対象です。

### 2 麦、大豆等

畑作物の直接支払交付金(数量払)の交付対象数量となったものが対象です。

生産実績数量の証明書類は、

- ① 農産物検査結果証明書<sup>(注)</sup>
- ② 出荷契約書又は出荷伝票などです。

これらの証明書類は決して捨てずに、交付申請まで大切に保管してください。

また、交付申請した年の翌年から数えて5年間は大切に保管してください。



(注) 米については、3等以上相当と確認できる書類に代えることができる場合があります。

## ④ 積立額の確定【翌年5月下旬～6月頃】

- 国において、出荷・販売実績(生産実績数量)から換算した面積(面積換算値)に基づき、積立金を再計算し、積立額を確定します。
- 再計算した積立額が加入時の積立額よりも
  - ① 少ない場合→加入時の積立額との差額を返納します。
  - ② 多い場合 →加入時の積立額が確定した積立額となります。

## ⑤ 補てん金の算定・支払【翌年5月下旬～6月頃】

- 補てん金の額は、国が**農業者ごとの面積換算値に基づき算定し、5月下旬から6月頃に支払います。**
- 地域の令和3年産単収が平年単収の9割を下回った場合は、農業共済制度に加入していることを前提に、農業共済制度が発動したとみなし、補てん金の額から共済金相当額を控除します。

### 補てん金の額

＝標準的収入額(品目ごとの「農業者の面積換算値×地域の10a当たり標準的収入額」の合計)  
－当年産収入額(品目ごとの「農業者の面積換算値×地域の10a当たり当年産収入額」の合計)  
×9割－共済金相当額